市民相談 Citizen consultation

相談名	相談日	時間	場所・相談番号	事前予約	問合せ
行政相談会 国の行政機関などに関する苦情・要望について対応	6/24(火)	13:30～16:00	保健福祉センター3階 栄養指導室（洋室）	当日15:30までに相談場所へ（先着順）	市民課
年金出張相談（予約制） 厚生年金や国民年金の相談や手続き	7/10(木) 7/24(木)	10:00～15:00	教育文化会館3階 第3研修室	右記へ電話予約 6/10(火)受付開始	和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841
こころの相談（予約制） こころの病気、ひきこもりなどで悩まれている人や家族	6/6(金) 6/19(木)	午後	橋本保健所	右記へ電話予約	橋本保健所保健課 ☎42-5440
認知症電話相談 認知症やその介護についての電話相談	月～金曜日	13:00～17:00	☎0120-555-294	―――	地域包括支援センター ☎32-1957
心配ごと相談所 生活での心配ごと全般	6/2(月)	13:00～16:00	保健福祉センター2階 会議室4 または☎33-0294	―――	社会福祉協議会 ☎33-0294
NPO相談会（予約制） NPO法人の設立・運営管理・各種手続きなど	6/11(水) 6/25(水)	10:00～16:00	市民活動サポートセンター	右記へ電話予約	市民活動サポートセンター ☎33-0088
法律相談会（予約制） 弁護士が対応します（先着9人）	6/12(木)	13:00～16:00	高野口地区公民館	直通電話へ電話予約 ☎39-7200 6/5(木)8:30受付開始	消費生活センター
消費生活相談会 悪質商法の被害、消費者の契約・取引トラブルなど	①6/3(火) ②6/17(火) ③6/24(火)	13:00～16:00	①かつらぎ町役場 ②橋本市消費生活センター ③九度山町役場	―――	消費生活センター
多重債務等無料相談会 司法書士による相談	6/14(土)	13:00～16:00	橋本商工会館5階	―――	司法書士総合相談センター ☎073-422-4272
人権相談(※) いじめ、差別、虐待、家族や近隣間の悩みごとなど	―	―	―――	―――	人権・男女共同推進室
女性電話相談 女性が抱える心配ごと全般	月～金曜日	9:00～13:00 ※1回30分程度	☎33-8525	―――	人権・男女共同推進室

その他の相談（詳しくはお問合せください）

- 子育て相談（妊娠期から18歳までの子どもに関する悩みなど）……問子育て応援課 ☎33-0039
- 教育相談（子どもの不登校、いじめ、生活上で気になる点など）……問教育支援センター ☎32-1512
- 家庭児童相談（子育ての悩み、児童虐待や不登校など）……問家庭児童相談室 ☎33-2111
- 消費生活相談（悪質商法や多重債務に関する悩みなど）……問消費生活センター ☎33-1227
- 耐震相談（耐震診断や耐震改修など）・空き家相談……問建築住宅課 ☎33-1115

※　人権相談は、和歌山地方法務局橋本支局（☎32-0206）でも随時実施しています。

介護サービス相談

- 地域包括支援センター……☎0120-555-294
- ひかり苑在宅介護支援センター……☎37-3000
- 居宅介護支援事務所きわ……☎39-1588
- 在宅介護支援センターさくら苑……☎44-1189

災害情報の入手方法

問危機管理室 ☎33-6105

戸別受信機　防災はしもとメール　橋本市公式LINE　防災はしもとX

職員採用情報を随時配信中

自治体職員採用情報サイト「パブリックコネクト」

問職員課 ☎33-1193

税

国民健康保険税の見直しについて

【保険年金課】

国民健康保険税の算定税率は、毎年、県が示す標準保険料率をもとに市が決定します。

▶国民健康保険税の算定内訳の変更

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分について、それぞれ、所得割、均等割、平等割の3つの項目を算出し、年税額を決定しています。本年度は次のように算定内訳を変更しました。

税内訳(前年度比)	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割の率	9.2%（+1.4%）	3.2%（増減なし）	2.7%（増減なし）
均等割の額	32,100円（+4,400円）	10,300円（−500円）	10,200円（−1,000円）
平等割の額	22,200円（+3,000円）	7,100円（−400円）	5,300円（−400円）
1世帯の上限額	66万円（+1万円）	26万円（+2万円）	17万円（増減なし）

▶軽減制度の拡充について

令和7年度の国の税制改正に伴い、均等割と平等割が軽減される世帯の前年分総所得金額などの基準が引き上げられました。

問保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

納期限のお知らせ

【税務課】

▶6月30日(月)

市民税・県民税・森林環境税……1期

問税務課 収納係 ☎33-6109

固定資産税評価業務について

【税務課】

▶現地調査に関する業務

固定資産税の評価業務のうち現地調査に関する業務の一部を民間事業者および不動産鑑定士へ委託しています。以下の委託事業者などが、調査のため皆さんのお住まいの周りを訪問し、記録写真を撮影させていただくことがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

- 国際航業株式会社
- その他、市が委託契約を行う不動産鑑定士

委託事業者の調査員および不動産鑑定士は、市が交付する証明書を携帯しています。不審に思うときには、証明書の提示を求めるか、税務課までお問合せください。

▶家屋評価に関する業務

新築家屋などの家屋評価に市職員が訪宅します。

※できる限り事前に連絡しますが、所有者が確認できない家屋などがある場合は、直接訪宅させていただくことがあります。

問税務課 資産税係 ☎33-3706

休日と夜間の納付・納税相談

【税務課】

事情があり納期限までの納付が困難な人を対象に、休日と夜間に納付・納税相談を行なっています。

▶相談日時（偶数月の第4日曜日および第4水曜日）

6月22日(日)　8:30～12:00

6月25日(水)　17:15～19:00

※次回は8月に開催します。

▶場所　税務課

問税務課 収納係 ☎33-6109

市税の納付忘れはありませんか

市税は、まちづくりを支える大切な財源です。納期限の過ぎた市税をまだ納付されていない人は、至急、金融機関または税務課で納付してください。

▶市税は納期限内に納付しましょう

納期限までに市税を納付しない場合、督促状や催告書が送付され、本税に加えて督促手数料と延滞金を納付していただくことになります。万が一納付書をなくされた場合は、税務課 収納係へご連絡ください。

▶滞納を放置しておくと、滞納処分の対象となります

督促や催告により納付を促しても納付しない滞納者に対し、預貯金、給与、動産、不動産などの差押えを行い、延滞金を含めた滞納税額を強制的に徴収します。

▶困った時はご相談ください

やむを得ない理由で一時的に市税を納付することが困難な人は、徴収の猶予などをできる場合がありますので、ご相談ください。

問税務課 収納係 ☎33-6109